

## 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の利用等に係る取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、北海道が管理する「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」(以下「優先マーク」という。)について、その積極的な利用を促すとともに、適切な運用を図るため、対象となる取組、利用手続、その他留意事項等を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 ベビーカーやチャイルドシート等の利用が必要となる概ね3歳未満の乳幼児とともに外出する世帯
- (2) 公共的施設 行政機関が管理する施設(例:市町村役場や公園等)、その他病院、公民館、美術館及び博物館などの不特定多数の道民が利用する施設のうち、公共性の高い施設
- (3) 民間商業施設 民間事業者が管理する施設のうち、百貨店、スーパー、大型ショッピングモール等の小売店やファミリーレストラン等の飲食店など、不特定多数の道民が利用する施設であって、特に妊娠中の方とともに外出する世帯及び子育て世帯(以下「子育て世帯等」という。)の利用頻度が高い施設
- (4) その他の施設等 公共的施設や民間商業施設に該当しない施設、あるいは、交通機関やその他サービス等であって、優先マークの利用により子育て世帯等の外出支援に資すると判断される施設等(例:タクシー、民間事業者が管理する有料駐車場など)

### (優先マークの趣旨等)

第3条 優先マークは、道内の公共的施設、民間商業施設及びその他の施設等(以下「各種施設等」という。)が、子育て世帯等のために実施する様々な取組のうち、道が子育て世帯等の外出支援に資すると判断する取組(次条に規定するものに限る。)を登録するとともに、各種施設等において、優先マークを掲示することで、もって子育て環境の整備を図ることを目的として利用する。

### (優先マークの対象となる取組等)

第4条 各種施設等は、次の各号に定める取組等を行う場合、優先マークを利用することができる。

- (1) 各種施設等が管理する駐車場に子育て世帯等のための優先スペース(以下「優先駐車場」という。)を確保する場合。なお、優先駐車場の設置に当たっては、次の点に配慮するものとする。
  - ア 優先駐車場は、各種施設等の出入口付近(あるいは、出入口から距離がある場合で

あっても、他の利用者との兼ね合いや出入口までの導線等が考慮された駐車場内の一画など)に設置することを基本とし、優先駐車場の設置により、各種施設等の駐車場内での予期せぬ事故を未然に防ぐ効果が想定されるなど、子育て世帯等の利便性に配慮すること。

イ 各種施設等の管理者は、優先マークを駐車場の出入口付近等にも掲示するなど、優先駐車場の設置状況について、施設利用者が容易に判別できるよう配慮すること。

ウ 優先駐車場の路面には、優先マークを表示(塗装)することを原則とし、これによりがたい場合は、優先マークを印字した看板及び道路コーン(ロードコーン)等を設置すること。また、屋外駐車場の場合は、冬期間中の掲示方法にも配慮すること。

エ 優先駐車場の幅員は、障がい者用駐車場に準じて、幅3.5メートル以上を確保することを基本とすること。

2 各種施設等において、次のような子育て世帯等向けの優先サービス等を提供する場合

(1) 各種施設等が有する飲食スペース等において、子育て世帯等の利用環境の向上を図るもの

(例)

- ・乳幼児等のための専用椅子及び専用機等の用意や通常よりも広い優先座席等の確保(あるいは、広い座席等への優先案内)
- ・離乳食等の利用に係る電子レンジ等での温めサービスの提供 など

(2) 各種施設等を利用する際、他の利用客よりも優先してサービスを利用できるよう配慮するもの

(例)

- ・会計時に行列ができていない場合に、子育て世帯等を優先してレジ対応を行う場合
- ・エレベーター等を利用する際に、子育て世帯等の優先利用を促す場合
- ・トイレ等に乳幼児が利用可能な補助便座等を設置するほか、おむつ交換台等を設置の上、子育て世帯等の利用に配慮する取組 など

3 その他子育て世帯等の外出支援に資すると判断されるもの

(例)

- ・子育て世帯等の利用を積極的に促すため、緊急時等(特に妊婦)の対応を含めた職員研修等を実施する公共交通機関等の事業者の取組や、タクシー事業者等において、子育て世帯等のベビーカーやその他手荷物等について、車両内への収納を積極的にサポートする取組
- ・上記のほか、子育て世帯等の利便性の向上に資すると判断される先駆的な取組であって、他の各種施設等のモデルになると判断されるもの など

(優先マークの対象外となる取組等)

第5条 次の取組等については、道の他制度との重複を回避する観点や本要綱の制度趣旨

になじまないと判断されることから、優先マークの対象としない。

- (1) 道が実施する『北海道赤ちゃんのほっとステーション』登録促進事業実施要綱の適用対象となる各種施設等に設置されるおむつ替え兼授乳スペース等の設備
- (2) 「どさんこ・子育て特典制度実施要綱」の適用対象となる子育て応援サービス等（特典カードの提示により、各種割引等のサービスが受けられるもの）
- (3) 前号に掲げるもののほか、カード等の提示により、子育て世帯等が自ら申告しなければ提供を受けられない、又は適用対象であることが判別できないサービス等
- (4) 優先マークにより提供されるサービス等を利用する際、別途利用料金が発生する場合（有料駐車場における駐車料金など、通常の利用料金の徴収については、「別途利用料金」には該当しない。）。
- (5) その他、各種施設等の設立趣旨及び営業目的等から、優先マークの掲示が不相当であると認められるもの

（例）

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む施設
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設
- ・ 暴力団の関連する施設
- ・ その他本制度の趣旨にそぐわないと認める施設及びサービス等

（利用登録手続）

第6条 優先マークの対象となる取組の登録及び優先マークの利用を希望する各種施設等の管理者は、別紙の利用登録申込書（第1号様式）を道に提出しなければならない。

- 2 道は、利用申込書に基づき、取組の登録及び優先マークの利用の可否について、申込者に通知するものとする。
- 3 申込みは、1施設等ごとに行うこととする。ただし、複数の施設等を一括して登録する場合は、取りまとめ代表者等を選定し、事前に道と協議の上、一括申込みを行うことができる。
- 4 申込み及び優先マークの利用に伴い発生する一切の費用については、各種施設等の管理者（申込者）が負担するものとする。

（優先マークの掲示）

第7条 優先マークを利用する各種施設等の管理者は、別添の基本デザイン及び基本デザインに文字が附された優先マークを利用し、各種施設等を利用する子育て世帯等及びその他の利用者に対し、優先マークを掲示するものとする。ただし、優先マークの利用に当たっては、次の各号の規定を遵守するものとする。

- (1) 優先マークの原図の意匠を変更して利用しないこと。

- (2) 優先マークのサイズの拡大及び縮小等を行う場合は、縦横の比率を変えないこと。
  - (3) 原図のとおり配色すること。なお、原図のとおり配色が困難である場合は、当該理由を説明の上、予め道の許可を得ること。
  - (4) 優先マークの利用料は無償とするが、優先マークの一切の権利は道が保有している点に留意すること。
  - (5) 優先マークを利用する場合は、その利用目的等を予め道に明示し、利用すること。
  - (6) その他優先マークの利用方法等について、疑義が生じた場合は、あらかじめ道と協議すること。
- 2 道は、前項の規定に反し優先マークが利用された事実を確認した場合、利用の取消し又は中止を求めるとともに、当該利用者等の情報について、道のホームページ等により、不正に利用されている旨を広く周知することができるものとする。

#### (変更及び廃止手続)

第8条 申込内容に変更がある場合又は子育て世帯等への優先サービス等の提供を取りやめる場合については、別紙の変更(廃止)申込書(第2号様式)を道に提出しなければならない。

- 2 道は、変更(廃止)申込書に基づき、変更内容等を確定の上、申込者に通知するものとする。
- 3 複数の施設等の一括変更(廃止)申込を希望する場合は、第6条第3項の規定に準じて、一括申込みを行うことができる。
- 4 優先サービスの提供を取りやめる各種施設等については、優先マークの掲示を速やかに中止しなければならない。この場合において、優先マークの利用廃止に伴い発生する一切の費用については、各種施設等の管理者(申込者)が負担する。

#### (申込場所)

第9条 第6条及び第8条の申込書は、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課(以下「事務局」という。)に提出するものとする。

- 2 事務局は、各種施設等の登録状況等について、各総合振興局・振興局を通じて、当該施設等が所在する道内市町村に情報提供を行うこととする。

#### (広報等)

第10条 優先マークを利用する各種施設等の情報について、道は、ホームページ及びその他各種広報媒体等を活用の上、子育て世帯等を含めた道民へ積極的にPR活動を行うものとする。

- 2 優先マークの利用申込みを行った各種施設等の管理者は、優先マークの掲示のほか、次の各号に掲げる広告等を行う場合にも、優先マークを利用することができる。

- (1) 自己の広報印刷物等における優先マークの利用
  - (2) 自己のウェブサイト等における道のホームページへのリンク及びバナーの掲載
- 3 前項のほか、各種施設等の管理者が優先マークを利用し広報活動等を行う場合は、あらかじめ道とその内容について協議するものとする。

(他法令等との調和)

第11条 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び北海道福祉のまちづくり条例（平成9年条例第65号）又は所在する道内市町村が定める類似の条例の適用対象となる各種施設等の管理者は、当該法令等の規定の趣旨との調和が図られるよう配慮しなければならない。

附則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。